

# 「協会けんぽ」へ加入する前に 今一度ご確認ください

注意  「協会けんぽ」に一度加入すると強制加入ですので、脱退することはできません。

法人事業所におかれましては、社会保険の強制適用事業所となり、厚生年金及び健康保険が強制加入となります。

しかし、年金事務所へ「健康保険適用除外承認申請」手続きをすることにより、当国民健康保険組合へ加入継続、又は新規での加入が可能です。



## ■保険料例

税理士本人 50 歳、妻 45 歳、子 15 歳

### ●関東信越税理士国民健康保険組合 年間金額

- |            |            |
|------------|------------|
| 1、税理士本人保険料 | ：400,800 円 |
| 2、妻保険料     | ：184,800 円 |
| 3、子保険料     | ：134,400 円 |

※年間保険料 720,000 円（事業所負担 360,000 円、本人負担 360,000 円）

### ●協会けんぽ（埼玉支部） 年間金額（標準報酬月額 50 万円）

月額分	：500,000 円×0.1152（保険料率）×12 ヶ月=691,200 円
賞与分	：700,000 円×0.1152（保険料率）×年 2 回 =161,280 円

※年間保険料 852,480 円（事業所負担 426,240 円、本人負担 426,240 円）

 年間で約 **13 万円** の違いとなります。単身者の場合は家族の保険料が掛からないので、さらに約 **45 万円** が差額となります。

詳しくはホームページにてご確認ください。（保険給付、保健事業の違いがあります。）

当組合ホームページ：<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/insurance.html>

協会けんぽホームページ：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150>

### 関東信越税理士国民健康保険組合

〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目 376-1

TEL：048-631-2211 FAX：048-644-3030

ホームページ：<http://ka-z-kokuho.or.jp> メール：[info@ka-z-kokuho.or.jp](mailto:info@ka-z-kokuho.or.jp)